

第174期定時株主総会招集ご通知に際しての 法令及び定款に基づくインターネット開示事項

- ・ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- ・ 会社の支配に関する基本方針
- ・ 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結計算書類の連結注記表
- ・ 計算書類の株主資本等変動計算書
- ・ 計算書類の個別注記表

〔平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで〕

京成電鉄株式会社

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ (<http://www.keisei.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様にご提供しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び運用状況の概要は以下のとおりであります。

【業務の適正を確保するための体制】

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① グループ経営理念に基づき、法令遵守を含むグループ行動指針及び行動規準を整備し、取締役及び使用人に周知徹底する。
 - ② 法令及び定款に適合した社内規則及び職務権限規則を整備し、取締役及び使用人に周知し、職務執行を監督する。
 - ③ 代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、当社と子会社のコンプライアンスの取り組みを統括する。
 - ④ 行動規準に基づき、反社会的勢力とはいかなる状況下でも一切関係を持たない。
 - ⑤ 業務執行組織から独立した内部監査部を設置し、監査役と連携して財務報告、コンプライアンス、業務執行、業務効率等に関する内部監査を行う。
 - ⑥ 通報者保護に配慮した内部通報者制度を整備し、周知する。
 - ⑦ 財務報告に係る内部統制を業務執行組織が自ら整備、運用、評価する体制をつくり、併せてその整備・運用状況の有効性を内部監査部において評価することにより、金融商品取引法で求められる財務報告の信頼性を確保する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 文書取扱規程を整備し、これに基づき取締役会及び経営会議の議事録、稟議書等職務の執行に関わる情報の保存及び管理を行う。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① コンプライアンス・リスク管理委員会において、事業継続に重大な影響を及ぼすリスクを統一的に評価し、対応すべきリスクを選定するとともに、個別のリスク管理体制の活動状況を統括する。
 - ② 旅客運送の安全を確保するため、関連法令に対応した安全管理規程を制定し、安全管理体制を整備する。
 - ③ 災害・事故等に備え、災害対策規則等を整備し、定期的に訓練及び教育を行う。
 - ④ 大規模な災害、事故等が発生したときは、対策本部を設置し、迅速に対応する。
 - ⑤ 反社会的勢力との間に問題が発生した場合は、外部の専門機関と連携し、法的な措置も含め組織的に対応する。
 - ⑥ 事業継続に重大な影響を及ぼすその他のリスクについて、対応が必要な場合はコンプライアンス・リスク管理委員会の審議を経て管理部門を指定し、適宜管理体制を整備する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役会（原則月1回開催）の決議により意思決定すべき事項と経営会議（常勤取締役で構成され、原則週1回開催）の審議により意思決定すべき事項について、取締役会規則、経営会議規則等を整備し、これに基づき職務執行の意思決定を行う。
 - ② 職制及び職務分掌、職務権限規則を整備し、各職務の権限と責任を明確化する。

- ③ 経営計画を決定し、これに基づき職務を執行する。
- (5) 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ア. 子会社にグループ経営理念及びグループ行動指針に示される基本的考え方を周知し、行動規準の整備及び周知徹底を指導する。
- イ. グループ戦略部を設置するとともに、関係会社管理規程等を整備し、関係部門と連携して、子会社の管理を行う。
- ウ. 子会社は、必要に応じて経理規程並びに職務権限規則等の関係規程類を整備し、財務報告並びに業務執行の適正化を図る。
- エ. 子会社は、コンプライアンス委員会を設置し、その議事を当社に報告する。
- オ. 当社の取締役又は使用人は、必要に応じ、子会社の取締役等又は監査役に就任し、職務執行を監督する。
- カ. 内部監査部が、子会社の内部監査を実施する。
- キ. 当社及び子会社共通の内部通報窓口を設置し、周知する。
- ② 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア. 京成グループ社長会等を定期的に開催し、グループ経営方針の伝達と経営情報の共有等を図る。
- イ. 子会社は、京成グループ経営計画規程に基づき、経営計画を策定し、これに基づき職務を執行する。
- ③ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ア. コンプライアンス・リスク管理委員会において、当社と子会社のリスク管理を統括する。
- イ. 子会社は、京成グループ社長会等を通じ、コンプライアンス・リスク管理委員会におけるリスク評価結果を当社と共有し、対応が必要なリスク項目について、適宜管理体制を整備する。
- ④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ア. 関係会社管理規程において、子会社が当社に報告すべき事項を明確化し、これに基づき子会社より報告を受け、必要に応じて指導を行う。
- (6) 監査役職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項
- ① 監査役職務を補助するため、監査役会事務局を設置し、職務の補助に必要な使用人を配置する。
- (7) 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立に関する事項並びに使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役会事務局の使用人は、取締役の指揮・監督を受けない専任の使用人とする。
- ② 監査役会事務局の使用人の人事については、監査役の同意を必要とする。
- (8) 監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
- ア. 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、当該事実を監査役に報告する。

- イ。取締役及び使用人は、監査役から職務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。
- ② 子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
- ア。子会社の取締役等及び使用人は、当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、当該事実を当社の監査役又はグループ戦略部に報告する。
- ③ 通報者保護に配慮した内部通報者制度に準拠し、監査役への報告を行った者に対し、不利な取扱いを行わない。
- (9) 監査役の仕事の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 監査役が、職務の執行について生ずる費用の前払等を請求した時は、速やかに費用又は債務を処理する。
- (10) その他監査役の仕事が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、取締役会等、取締役の仕事執行上重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べ、重要な意思決定の過程を把握するとともに、職務執行に係る重要な書類の閲覧等を通じ、業務の執行状況を把握する。
- ② 監査役は、会計監査人、内部監査部と定期的に会合をもち、情報を共有し、意見交換を行う。
- ③ 代表取締役社長は、監査役と定期的かつ必要に応じて会合をもち、監査の重要課題等について意思疎通を図る。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について
- 経営理念として「京成グループ理念」を定め、これをグループ内の取締役等及び使用人に周知・徹底を図っております。また、「コンプライアンス・リスク管理委員会規程」に基づき、コンプライアンス・リスク管理委員会を年2回開催し、コンプライアンスに関する事例及び再発防止策を共有し、講演会開催やコンプライアンスカードの配布により法令遵守、社会から求められる倫理的行動について周知、教育を実施しております。なお、コンプライアンス通報者窓口（内部・外部）を設け、通報・相談された事項について、適切な対応を行っております。
- (2) 取締役の仕事の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について
- 取締役会議事録等、取締役の仕事執行に係る書類について、文書取扱規程に基づき、適切に保管しております。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制について
- 当社と子会社を対象としたリスク調査結果に基づき、コンプライアンス・リスク管理委員会において、管理対象リスクの選定及び管理主体の指定を行い、適切にリスク管理を実施しております。鉄道事業部門では、安全管理規程、鉄道本部災害対策規則に基づき、定期的な訓練を実施したほか、安全管理体制の再確認により、安全重点施策の見直しを実施しました。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

取締役会規則、経営会議規則に基づき、取締役会において業務執行上重要な事項に関する意思決定を行うとともに、経営会議においてそれ以外の重要な事項の審議・報告を行っております。なお、経営計画規程に基づき、平成28年度計画を遂行するとともに、取締役会において平成29年度年度計画を決議しました。

(5) 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について

関係会社管理規程に基づき、子会社の業務処理基準を明確化し、子会社から当社への「承認・協議・報告」を義務付けております。京成グループ経営計画規程に基づき、京成グループ社長会を開催し、当社から経営方針の示達を行いました。子会社においては、コンプライアンス委員会規程を整備しており、規程に基づき開催した委員会について、議事経過及び内容を当社の総務人事部に報告する体制となっております。なお、各子会社には内部通報者窓口が設置されているほか、子会社の使用人の利用も可能としている当社のコンプライアンス通報者窓口（内部・外部）の周知を図りました。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項について

監査役は、職務補助のため、専任の使用人を配置しております。

(7) 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立に関する事項並びに使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項について

専任の使用人は、業務執行組織から独立しており、監査役の指揮命令により、監査役の職務を補助しております。

(8) 監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について

監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、意見を述べるほか、重要な書類の閲覧により業務の執行状況を把握しております。当社及び子会社の取締役等及び使用人は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、当該事実を当社の監査役又はグループ戦略部に報告する体制をとっております。なお、公益通報者保護法に則り、内部通報をした者が不利な取扱いを受けないことを確保しております。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項について

監査役の職務について生ずる費用を予算化し、これを会社が負担しております。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

代表取締役社長と常勤監査役は、定期的かつ必要に応じて会合を開催し、重要課題等について意思疎通を図っております。また、監査役は、会計監査人及び内部監査部と情報共有・意見交換を行い、連携を図っております。

会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

① 当社グループの基本的な事業運営の考え方

当社グループは、鉄道事業を中心とした運輸業という極めて公共性の高い社会的インフラを提供する事業を基幹（以下「コア事業」といいます。）としており、それに伴う社会的責任を負っております。

このような社会的責任は、当社グループの事業においては、利用者の安全と利便性を確保しつつ安定的な輸送サービスを提供することによって全うすることができます。そして、そのためには、安全対策、線路整備、施設拡充、沿線開発等において、様々な事業環境の変化を見据えた中長期的視点に立った経営を行うことが必要不可欠であると考えております。

また、当社グループの事業においては、顧客、株主、取引先、従業員にとどまらず、前記の社会的責任をもたらすものとして、地域社会との調和、環境への配慮等、事業を進めるにあたり広範囲のステークホルダーの利益に最大限配慮することも重要であります。

このように、当社グループの事業は、中長期的な視点に立ち、広範囲のステークホルダーの存在に配慮した事業展開を行ってきた一つの帰結として、鉄道事業を中核としつつ、バス事業、タクシー事業を運営する運輸業や流通業、不動産業、レジャー・サービス業、建設業等幅広く事業展開しており、当社グループの企業価値は、コア事業である運輸業とこれらの関連事業との有機的な結合によって確保・向上されるべきものと考えております。

② 大規模買付行為への対応方針

当社は、上場会社の株主は株式の市場での自由な取引を通じて決まるものであり、株式会社の支配権の移転を伴うような株式等の大規模な買付行為であっても、これを受け容れて大規模買付行為に応じるか否かの判断は、最終的には個々の株主の皆様判断に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、大規模な買付行為は、それが成就すれば、当社グループの経営に直ちに大きな影響を与えるだけの支配権を取得するものであり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。

にもかかわらず、実際には、大規模買付者及び大規模買付行為に関する十分な情報の提供なくしては、株主の皆様が、当該大規模買付行為により当社グループの企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断することは困難であります。とりわけ、前記の当社グループの企業価値に関わる特殊事情をも考慮すると、当社は、大規模買付者をして株主の皆様判断に必要かつ十分な情報を提供せしめること、さらに、大規模買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の皆様判断の参考に供すること、場合によっては、当社取締役会が大規模買付行為又は当社グループの経営方針等に関して大規模買付者と交渉又は協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を株主の皆様提示することも、当社の取締役としての責務であると考えております。

さらに、近時の日本の資本市場と法制度の下においては、当社グループの企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模買付行為がなされる可能性も、決して否定できない状況にあります。かかる状況の下においては、当社は、大規

模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、また当社の取締役としての責務であると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

① グループ経営理念

当社グループは、前記の考え方をもとに、日々の事業活動を通じて、企業としての社会的責任を果たし、健全な事業成長を遂げることにより、社会の発展に貢献することを目指しております。そのため、「京成グループは、お客様に喜ばれる良質な商品・サービスを、安全・快適に提供し、健全な事業成長のもと、社会の発展に貢献します。」という「グループ経営理念」を策定するとともに、この理念を実現するため、安全・接客・成長・企業倫理・環境の5項目からなる「グループ行動指針」を定め、企業価値の確保・向上に努めております。

② グループ経営計画

当社グループでは、前記のグループ経営理念のもと、グループ全体の経営の方針と目標を明確にするため、3年毎にグループ中期経営計画を作成しております。この中で、グループシナジーを最大限発揮し得る体制の強化を図り、当社グループ全体の企業価値の最大化を目指すことを基本方針としております。

平成28年度から平成30年度にわたる「E3プラン」においては、「持続的な成長に向けた収益拡大への挑戦」、「安全かつ安心なサービスの提供」及び「経営基盤の一層の強化」の基本方針のもと、「インバウンド市場の深耕」、「事業機会を活かした収益拡大」、「沿線エリアの魅力向上」、「安全・安心の確保並びにサービス品質の向上」及び「財務健全性の向上並びにグループ経営体制の充実」を基本戦略としてグループ全体の企業価値の最大化を追求いたします。

③ 利益還元の方針

当社グループは鉄道事業を中心とする公共性の高い業種であるため、当社としては、今後の事業展開と経営基盤の強化安定に必要な内部留保資金の確保や業績等を勘案しながら、安定的かつ継続的に利益還元していくことを基本方針としております。

④ コーポレート・ガバナンスの強化に向けた取組み

当社は、各ステークホルダーとの良好な関係を築くとともに、内部統治構造の機能及び制度を一層強化・改善・整備しながら、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。具体的には、業務の執行を迅速かつ効果的に行うため、内部統制機能の充実、職務権限規則等の運用を行うことにより、その実効性を図るとともに、コンプライアンスを含むリスク管理、経営の透明性確保や公正な情報開示等の取組みを行っております。今後とも当社のガバナンス体制のより一層の強化を進めてまいります。

当社は監査役制度を採用しており、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。当社の取締役会は社外取締役2名を含む15名で構成しております。なお、取締役の任期を1年とすることにより、業務執行の監視体制の強化を図っております。監査役会は5名で構成しており、4名は社外監査役となっております。監査役は取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役の職務執行状況を監査するとともに、内部監査部及び会計監査人と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の有効性・

効率性を高めております。

- (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、前記の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本施策」といいます。）を定めております。

本施策の概要は、次のとおりであります。

① 大規模買付ルールの設定

本施策においては、まず、大規模買付行為を行う場合に大規模買付者に従っていただくべきルール（本施策において「大規模買付ルール」といいます。）として、（i）株主の皆様及び当社取締役会による判断を可能にするため、事前に当該大規模買付者及び当該大規模買付行為に関する必要な情報を提供すること、及び（ii）当社取締役会が当該大規模買付行為についての検討・評価を行い、大規模買付者と交渉し、株主の皆様にご意見・代替的提案等を提示するため、一定期間は大規模買付行為を行わないことを、それぞれ定めております。

② 独立委員会の設置

本施策においては、さらに、当社が大規模買付行為に対して発動する対抗措置（本施策において「大規模買付対抗措置」といいます。）の発動等に関する当社取締役会の判断の客観性及び合理性を担保するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者から構成される独立委員会（本施策において「独立委員会」といいます。）を設置することを定めております。

③ 大規模買付対抗措置の内容・発動要件・発動手続

本施策においては、次に、大規模買付対抗措置について、（i）その内容として、原則として、新株予約権の無償割当てによること、（ii）その発動の要件として、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合又は大規模買付行為によって当社グループの企業価値若しくは株主共同の利益が著しく毀損される場合であって、当該大規模買付行為に対する対抗手段として相当性を有する場合に限って発動しうること、及び（iii）その発動手続として、原則として、前記②の独立委員会の勧告を最大限尊重しつつ、当社取締役会の決議をもって発動することを、それぞれ定めております。

当社は、平成28年5月20日開催の取締役会において本施策の具体的な内容について決定し、平成28年6月29日開催の第173期定時株主総会においてその承認を受けており、その詳細は、平成28年5月20日付で「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続のお知らせ」として公表し、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.keisei.co.jp/>）に掲載しております。

- (4) 前記の取組みが基本方針に沿い、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

① 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

前記（2）に記載した企業価値の向上のための取組みは、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を持続的に確保・向上させるための具体的方策として策定されたものであります。したがって、これらの取組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を

損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではありません。

② 基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取組みについて

前記(3)に記載した本施策は、以下のとおり、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」で定める3原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、及び必要性・相当性の原則)に適合しております。また、本施策は、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっております。したがって、本施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものでなく、かつ当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものでもありません。

ア. 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的

本施策は、株主の皆様をして大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断を可能ならしめ、かつ当社グループの企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール、並びに当社が発動しうる大規模買付対抗措置の内容及び発動要件を予め設定するものであり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上を目的とするものであります。

また、大規模買付ルールの内容及びに大規模買付対抗措置の内容及び発動要件は、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上という目的に照らして合理的であり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上に資するような大規模買付行為までも不当に制限するものではないと考えております。

イ. 事前開示

本施策における大規模買付ルールの内容及びに大規模買付対抗措置の内容及び発動要件は、いずれも本施策に具体的かつ明確に示したところであり、株主の皆様、投資家の皆様及び大規模買付者にとって十分な予見可能性を与えるものであると考えております。

ウ. 株主意思の反映

本施策は、株主総会の決議によって承認されることを条件として効力を生じております。また、本施策は、本施策の有効期間中いつでも、当社株主総会の決議によっても廃止することができ、本施策の変更は、原則として、当社株主総会の決議によって承認されることをもって効力を生じます。したがって、本施策の導入、継続、廃止及び変更の是非の判断には、いずれも株主の皆様の意思が反映されるものと考えております。

なお、当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日までとなっております。したがって、大規模買付対抗措置の発動等の是非の判断にも、取締役の選任を通じて株主の皆様の意思が適切に反映されるものと考えております。

エ. 取締役会の判断の客観性・合理性の確保

本施策においては、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者から構成される独立委員会を設置しております。そして、この独立委員会は、当社取締役会に対して大規模買付対抗措置を発動することの是非を勧告するほか、当社取締役会が諮問した事

項について勧告又は意見の提出を行うこととし、当社取締役会は、独立委員会の勧告及び意見を最大限尊重するものとしております。

また、本施策においては、大規模買付対抗措置の発動の要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を可及的に排除しております。

したがって、本施策においては、当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたり、その判断の客観性・合理性を担保するための十分な仕組みが確保されているものと考えております。

オ. デッドハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではないこと

本施策は、当社株主総会の決議によって廃止することができるほか、当社株主総会で選任された取締役により構成される当社取締役会の決議によっても廃止することができ、大規模買付者が、当社株主総会で取締役を指名し、当該取締役により構成される当社取締役会の決議をもって本施策を廃止することが可能であります。したがって、本施策は、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役会を構成する取締役の過半数を交替させてもなおその発動を阻止することができない買収防衛策）ではありません。

また、当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日までとなっております。したがって、本施策は、いわゆるスローハンド型の買収防衛策（取締役会を構成する取締役を一度に交替させることができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）でもありません。

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	36,803	28,527	220,860	△2,023	284,168
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△2,232		△2,232
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			35,711		35,711
連 結 範 囲 の 変 動			△32		△32
自 己 株 式 の 取 得				△2	△2
持分法適用会社に対する 持分変動に伴う自己株式の増減				△10	△10
非支配株主との取引に係る 親 会 社 の 持 分 変 動		6			6
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	6	33,446	△12	33,440
当 期 末 残 高	36,803	28,533	254,307	△2,036	317,608

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	3,600	△128	201	3,674	8,531	296,374
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△2,232
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						35,711
連 結 範 囲 の 変 動						△32
自 己 株 式 の 取 得						△2
持分法適用会社に対する 持分変動に伴う自己株式の増減						△10
非支配株主との取引に係る 親 会 社 の 持 分 変 動						6
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	890	57	△164	783	1,745	2,529
当 期 変 動 額 合 計	890	57	△164	783	1,745	35,969
当 期 末 残 高	4,491	△70	37	4,458	10,277	332,344

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等]

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数……55社

主要な連結子会社の名称：

北総鉄道(株)、京成バス(株)、帝都自動車交通(株)、(株)京成ストア、京成建設(株)、(株)水戸京成百貨店

(2) 主要な非連結子会社の名称：

京成オートサービス(株)、(株)京成情報システム

(連結の範囲から除いた理由) いずれも小規模であり、合計の総資産、営業収益、持分に見合う当期純損益及び持分に見合う利益剰余金等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(3) 連結の範囲の変更

京成ソーラーパワー(株)は重要性が増したため、帝都自動車交通(株) (新橋・竹橋)、帝都自動車交通(株) (渋谷・銀座)、帝都自動車交通(株) (神田・日本橋)、帝都自動車交通(株) (日暮里)、帝都自動車交通(株) (板橋) は会社分割 (新設分割) により新たに設立したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数……6社

主要な会社等の名称：

(株)オリエンタルランド、新京成電鉄(株)

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称：

京成オートサービス(株)、(株)京成情報システム、日暮里駅整備(株)

(持分法を適用しない理由) 持分に見合う当期純損益及び持分に見合う利益剰余金等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法を適用していません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

12月末日決算会社……………京成電設工業(株)

2月末日　　〃　……………帝都自動車交通(株)、帝都自動車交通(株) (新橋・竹橋)、帝都自動車交通(株) (渋谷・銀座)、帝都自動車交通(株) (神田・日本橋)、帝都自動車交通(株) (墨田)、帝都自動車交通(株) (日暮里)、帝都自動車交通(株) (大森)、帝都自動車交通(株) (板橋)、帝都葛飾交通(株)、市川交通自動車(株)、成田タクシー(株)、(株)千葉交タクシー、船橋交通(株)、合同タクシー(株)、西千葉タクシー(株)、かずさ交通(株)、三田下総交通(株)、(株)京成ストア、(株)水戸京成百貨店、京成ビルサービス(株)

上記21社については、各社の決算日現在の計算書類を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引等については、連結上必要な調整を行っております。また、当連結会計年度において、成田タクシー(株)及び(株)千葉交タクシーは決算日を2月末日に変更し、成田タクシー(株)は13か月、(株)千葉交タクシーは14か月の会計期間となっております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法により評価しております。
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの……移動平均法に基づく原価法により評価しております。

② デリバティブ……………時価法により評価しております。

③ たな卸資産……………分譲土地建物及び未成工事支出金は、個別法に基づく原価法により、その他は主として売価還元法に基づく原価法により評価しております。

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

取得価額で約80%が定額法により、約20%が定率法により償却しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5～60年

機械装置及び運搬具 5～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

営業債権・貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給にあてるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与の支給にあてるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

- ④ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付に係る負債は、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7～10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。
- (5) 重要な収益及び費用の計上基準
完成工事高及び完成工事原価の計上基準
イ. 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
ロ. その他の工事
工事完成基準
- (6) 鉄道事業における工事負担金等の会計処理の方法
鉄道事業において固定資産の取得のために受け入れた工事負担金等は、工事完成時に当該固定資産の取得原価から直接減額しております。なお、連結損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減じた額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。
- (7) 重要なヘッジ会計の方法
① ヘッジ会計の方法
原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段……………金利スワップ
ヘッジ対象……………借入金
- ③ ヘッジ方針
資金担当部門が決裁責任者の承認を得て、ヘッジ対象に係る金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、金利の変動に伴うキャッシュ・

フローの変動を完全に相殺するものと想定されるため、有効性の評価を省略しております。

(8) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

② 支払利息の原価算入

分譲土地建物の開発事業に係る支払利息の一部を取得原価に算入しております。なお、当連結会計年度において取得原価に算入した額はありません。

③ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建 物 及 び 構 築 物	298,312百万円
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	206,197百万円
土 地	11,617百万円
有 形 固 定 資 産 そ の 他	77,473百万円
無 形 固 定 資 産 そ の 他	764百万円
投 資 有 価 証 券	1,561百万円
投 資 そ の 他 の 資 産 そ の 他	677百万円
	20百万円

(2) 担保に係る債務

115,840百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

396,431百万円

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普 通 株 式

172,411,185株

(注) 平成28年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合をもって株式併合を実施しております。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定 時 株 主 総 会	普通株式	1,202百万円	3円50銭	平成28年3月31日	平成28年6月30日
平成28年10月31日 取 締 役 会	普通株式	1,030百万円	3円00銭	平成28年9月30日	平成28年12月2日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成29年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり付議します。

① 配当金の総額	1,373百万円
② 配当の原資	利益剰余金
③ 1株当たり配当額	8円00銭
④ 基準日	平成29年3月31日
⑤ 効力発生日	平成29年6月30日

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については主に安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入によっております。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っていません。

投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、業務上の関係を有する企業等の株式であり、四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の用途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。一部の長期借入金においては、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、デリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (*)	時価 (*)	差 額
(1) 投資有価証券	170,327	484,697	314,370
(2) 短期借入金	(55,540)	(55,540)	—
(3) 社債	(40,000)	(40,669)	(669)
(4) 長期借入金	(127,968)	(132,431)	(4,463)
(5) 鉄道・運輸機構長期未払金	(55,254)	(54,442)	(△811)
(6) デリバティブ	—	—	—

(*) 負債計上されているものについては、() で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

(2) 短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債

社債の時価は、市場価格によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは帳簿価額を時価とし、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割引いて現在価値を算定しております。

(5) 鉄道・運輸機構長期未払金

鉄道・運輸機構長期未払金の時価については、元利金の合計額を独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から新規調達した場合に想定される利率で割引いた現在価値によって算定しております。

(6) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理により、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

- 2 非上場株式(連結貸借対照表計上額 13,764百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(1) 投資有価証券」には含めておりません。

【賃貸等不動産に関する注記】

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都や千葉県などの地域において、賃貸商業施設、賃貸住宅、賃貸オフィスビルなど(土地を含む)を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時 価
74,844	105,824

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

- 2 当連結会計年度末の時価は、土地は適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づき自社で算定した金額であり、建物等の償却性資産は適正な帳簿価額の金額であります。

【1株当たり情報に関する注記】

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,902円57銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 210円96銭 |

(注) 平成28年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合をもって株式併合を実施したことに伴い、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益については、当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、算定しております。

【追加情報】

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
						別途積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	36,803	27,845	58	27,904	3,038	8,095	61,112	72,246
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当							△2,233	△2,233
当 期 純 利 益							13,812	13,812
自 己 株 式 の 取 得								
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	—	11,579	11,579
当 期 末 残 高	36,803	27,845	58	27,904	3,038	8,095	72,691	83,825

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△701	136,252	1,421	1,421	137,674
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△2,233			△2,233
当 期 純 利 益		13,812			13,812
自 己 株 式 の 取 得	△92	△92			△92
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			376	376	376
当 期 変 動 額 合 計	△92	11,486	376	376	11,862
当 期 末 残 高	△794	147,739	1,798	1,798	149,537

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

その他有価証券

時価のあるもの

移動平均法による原価法

期末日の市場価格等に基づく時価法

〔評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定〕

移動平均法による原価法

時価のないもの

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

分譲土地建物

個別法による原価法

〔貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定〕

移動平均法による原価法

貯蔵品

〔貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定〕

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物及び構築物（全事業）

定額法

車両、機械装置、工具・器具・備品（賃貸業用のもの）

定額法

同上（賃貸業以外のもの）

定率法

なお、鉄道事業の取替資産については、取替法（定額法）を適用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

営業債権・貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給にあてるため、支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理することとしております。

4. 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(2) 鉄道事業における工事負担金等の会計処理の方法

鉄道事業において固定資産の取得のために受け入れた工事負担金等は、工事完成時に当該固定資産の取得原価から直接減額しております。なお、損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減じた額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。

(3) ヘッジ会計の処理方法

ヘッジ会計の処理方法は、金利スワップ取引について特例処理を採用しております。

(4) 支払利息の原価算入

分譲土地建物の開発事業に係る支払利息の一部を取得原価に算入しております。なお、当期において取得原価に算入した額はありません。

(5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(6) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

【貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産	211,487百万円
鉄道事業固定資産(注)	202,683百万円
開発事業固定資産	8,666百万円
関係会社株式(注)	137百万円

(注) 鉄道事業固定資産は財団組成により有形固定資産(リース資産を除く)を全額計上しております。

なお、関係会社株式は子会社の債務を担保するため譲渡担保として差し入れているものであります。

(2) 担保に係る債務	52,724百万円
長期借入金(注)	51,452百万円
子会社の取引先に対する保証金及び敷金返還債務	1,271百万円
(注) 長期借入金には、1年内返済予定額(貸借対照表上は短期借入金に計上)を含みます。	

2. 有形固定資産の減価償却累計額	266,447百万円
3. 事業用固定資産	335,633百万円
有形固定資産	335,633百万円
土地	88,832百万円
建物	68,915百万円
構築物	141,575百万円
車両	4,325百万円
機械装置及び工具・器具・備品	6,111百万円
リース資産	25,872百万円
無形固定資産	6,754百万円

4. 保証債務

下記の会社のリース料に対して、保証を行っております。

北総鉄道株式会社	702百万円
千葉ニュータウン鉄道株式会社	625百万円

5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	3,132百万円
長期金銭債権	19,342百万円
短期金銭債務	40,779百万円
長期金銭債務	646百万円

6. 鉄道事業固定資産の取得原価から直接減額した工事負担金等累計額	122,075百万円
-----------------------------------	------------

[損益計算書に関する注記]

1. 営業収益		76,850百万円
2. 営業費		60,741百万円
運送営業費及び売上原価		37,132百万円
販売費及び一般管理費		4,004百万円
諸 税		4,375百万円
減 価 償 却 費		15,228百万円
3. 関係会社との取引高	営 業 収 益	6,517百万円
	営 業 費	11,586百万円
	営業取引以外の取引高	13,672百万円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

当期末における自己株式の種類及び株式数

普 通 株 式 663,154株

(注) 平成28年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合をもって株式併合を実施しております。

[税効果会計に関する注記]

1. 繰延税金資産

退 職 給 付 引 当 金	5,865百万円
合併による土地評価差額	3,913百万円
減 損 損 失	2,702百万円
有 価 証 券 評 価 損	1,066百万円
そ の 他	2,555百万円
繰 延 税 金 資 産 小 計	16,102百万円
評 価 性 引 当 額	△7,461百万円
繰 延 税 金 資 産 合 計	8,641百万円

2. 繰延税金負債

合併による有価証券評価差額	△6,294百万円
その他有価証券評価差額金	△551百万円
そ の 他	△341百万円
繰 延 税 金 負 債 合 計	△7,187百万円

繰 延 税 金 資 産 の 純 額 1,453百万円

[リースにより使用する固定資産に関する注記]

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。

1. 当期末におけるリース物件の取得価額相当額	10,571百万円
2. 当期末におけるリース物件の減価償却累計額相当額	8,751百万円
3. 当期末におけるリース物件の未経過リース料相当額	1,819百万円

[関連当事者との取引に関する注記]

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	北総鉄道(株)	所有 直接 50%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注1)	840	短期貸付金	693
						長期貸付金	9,274
				消費寄託金 の受入 (注2)	200	預り金	9,600
子会社	千葉 ニュータウン 鉄道(株)	所有 直接 100%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注3)	400	短期貸付金	692
						長期貸付金	9,260
子会社	京成バス(株)	所有 直接 100%	資金の受入 役員の兼任	消費寄託金 の受入 (注2)	700	預り金	8,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 北総鉄道株式会社に対する資金の貸付については、同社の経営安定施策としての金利を適用しているものと、市場金利を勘案して決定しているものがあります。返済条件は期間20～25年で、年賦返済又は3ヶ月毎返済としております。なお、担保は受け入れておりません。

(注2) 消費寄託金については、北総鉄道株式会社及び京成バス株式会社の資金運用に伴うものであります。金利については、当社の調達金利を勘案して決定しております。

(注3) 千葉ニュータウン鉄道株式会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。返済条件は期間10～20年で、随時返済、期限一括返済又は3ヶ月毎返済としております。なお、担保は受け入れておりません。

[1株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり純資産額 870円68銭
2. 1株当たり当期純利益 80円42銭

(注) 平成28年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合をもって株式併合を実施したことに伴い、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益については、当期首に当該株式併合が行われたと仮定し、算定しております。

[追加情報]

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当期から適用しております。